

総合保健福祉センター太陽光発電設備等導入事業について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので次のとおり公告する。

令和5年11月13日

津島市長 日 比 一 昭

1 事業の概要

(1) 事業名

総合保健福祉センター太陽光発電設備等導入事業

(2) 事業の目的

本事業は、国（環境省）の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業補助金（以下「補助金」という。）」を活用し、平時の温室効果ガス排出抑制及び災害時の事業継続性の向上に寄与するエネルギー供給等の機能の発揮が可能な太陽光発電設備及び高効率なLED照明・空調設備等を総合保健福祉センターへ導入するもの。

(3) 事業内容

- ア 調査（設備導入に係る現地調査等）
- イ 改修設計（設備導入に係る建築及び設備設計等）
- ウ 工事（設備導入に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事等）
- エ 施工管理
- オ 各種試験の実施、試験成績書作成及び検査の立会等
- カ 関係機関への許可・届出（工事に必要な許可等含む）
- キ 環境省の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の公募申請書の作成、実績報告書の作成、導入後の分析及び書類作成等の補助金執行団体から求められる事項の実施
- ク 導入設備等の引渡し時の取扱い指導及びマニュアル等作成
- ケ 導入設備等の賃貸借
- コ 10年間の点検保守
- サ 太陽光パネル及び蓄電池、新設屋根の積載を考慮した建物全体の構造計算
- シ その他、市から指示のある事項

(4) 賃貸借期間

令和7年1月1日から10年間（120か月）

すべての導入設備を令和6年12月末日までに設置すること。

なお、賃貸借期間終了後、すべての導入設備を津島市に無償譲渡すること

とし、津島市は、補助金要綱の処分制限期間が経過するまで導入設備の使用を継続するものとする。

2 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、リース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、本プロポーザルへの参加申込時に全構成員を明らかにして、本事業に係る連帯責任を負うものとする。

ア リース役割 契約等諸手続きを行い事業遂行全般の責を負う事業者

イ 施工役割 工事に関する業務を実施するすべての事業者

ウ 調査設計役割 調査・設計業務を実施する事業者

※1 上記ア～ウ以外の本事業に必要とされる事業者がいる場合は、構成員に含めることができる。

※2 グループの代表者はリース役割事業者（以下「代表者」という。）とする。

※3 リース役割以外の各役割は、一者でなく、複数者での構成も可とする。

※4 施工役割と調査設計役割の事業者は兼ねることができる。リース役割事業者は他の役割を兼ねることが出来ない。

(2) 代表者は、津島市競争入札参加資格者名簿において「リース・レンタル」に登録された者であること。ただし、登録されていないものは(10)の規定による。

(3) 代表者は、当該プロポーザルの参加資格確認申請日からさかのぼって5年以内に、官公庁発注の公共施設の太陽光発電設備賃貸借もしくはLED照明器具賃貸借、空調設備賃貸借のいずれかについて、1件が5千万円以上の実績を有すること。

(4) 施工役割の事業者は、以下の資格をすべて有する者であること。

ア 津島市競争入札参加資格者名簿において「電気工事」及び「管工事」に登録された者であること。なお、施工役割事業者が複数いる場合は、上記のどちらかに登録された者であること。ただし、登録されていないものは(10)の規定による。

イ 特定建設業許可を有すること。施工役割事業者が複数いる場合は、それぞれが特定建設業許可を有すること。

ウ 当該プロポーザルの参加資格確認申請日からさかのぼって5年以内に、官公庁発注の公共施設の太陽光発電設備工事もしくはLED照明器具工事、空調設備工事のいずれかについて、1件が5千万円以上の実績を有すること。

(5) 構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (6) 構成員は、津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 構成員は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 構成員は、次のいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 参加表明時は、応募者の各役割の構成員を全て明らかにし、その役割分担を明確にすること。
- (10) 入札参加資格者名簿に未登録の者は、次の表に掲げる書類（申請日において、発行日より3か月以内のものとする。（鮮明であれば全て写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。))を提出すること。

書 類 名	摘 要
登記事項証明書等	法人の方のみ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
身元証明書	個人の方及び受任者（本籍地の市区町村で発行）
委任状	契約権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの
印鑑証明書	法人は法務局、個人は市区町村証明のもの

納税証明書（国税）	法人の方「その3の3」 / 個人の方「その3の2」
納税証明書 （愛知県税）	愛知県に納税義務がある場合のみ 県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がない こと用）
納税証明書（津島市 税）	津島市に納税義務がある場合のみ（完納証明書）
許可登録等を証明す る 書類	法令により必要とする業種のみ

3 選考方法

津島市プロポーザル選考委員会（総合保健福祉センター太陽光発電設備等導入事業）にて、プレゼンテーションを行い、選定を行う。

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

ア 事業担当

担 当 津島市健康福祉部健康推進課

担 当 者 藤村、上野

所 在 地 〒496-0863 愛知県津島市上之町1丁目60番地

電話番号 0567-23-1551

Eメール kenkou@city.tsushima.lg.jp

イ 技術担当

担 当 津島市総務部財政課

担 当 者 平田、犬飼

所 在 地 〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地

電話番号 0567-55-9989

Eメール zaisei@city.tsushima.lg.jp

(2) 実施要項等の交付

実施要項その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和5年11月13日（月）から同年12月19日（火）までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、津島市の休日を定める条例（平成元年条例第28号）第1条に規定する市の休日を除く。

イ 交付場所

津島市ホームページにおいて交付、

ウ 交付する書類

実施要領、覚書、仕様書、様式第1-9

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 実施要領、覚書、仕様書、様式1-9等に対して質問することができる者は、上記2の参加資格を満たしている者とする。

イ 質問方法

質問書により電子メールで行うこと（郵送、持参等不可）とし、添付の1ファイルにまとめて送信すること。送信後、技術担当に電話で送信した旨を伝え、技術担当課で受信されていることを確認すること。

ウ 質問期限

令和5年12月8日（金）午後5時00分までに必着
質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

エ 回答日・回答方法

令和5年12月15日（金）までに津島市公式ホームページにおいて掲載する予定である。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領、仕様書等の各規定を理解したうえで、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1）
- ② 誓約書（様式第2）
- ③ 参加資格確認書（様式第3）
- ④ 会社概要書（様式第4）
- ⑤ グループ構成表（様式第5）
- ⑥ 代表者の過去5年間の官公庁発注の公共施設の太陽光発電設備賃貸借もしくはLED照明器具賃貸借、空調設備賃貸借のいずれかについて1件が5千万円以上の実績すべてが一覧となってわかる書類（様式任意）
（業務名、発注者名、契約年月、契約金額が記載されていること）
- ⑦ 施工役割事業者の過去5年間の官公庁発注の公共施設の太陽光発電設備工事もしくはLED照明器具工事、空調設備工事のいずれかについて、

1 件が 5 千万円以上の実績すべてが一覧となってわかる書類（様式任意）
（工事目、発注者名、契約年月、契約金額が記載されていること）

- ⑧ 社会的取組を証明する書類（様式任意）
- ⑨ 提案書提出届（様式第 6）
- ⑩ 企画提案書
- ⑪ 参加申込時の提出書類（③から⑦）の写し
- ⑫ リース費見積書（様式任意・押印必要）

・補助金見込額及び補助対象経費がわかる内訳明細を記載すること。

イ 提出場所 上記 4 (1) ア 事業担当に同じ

〒496-0863 愛知県津島市上之町 1 丁目 60 番地
総合保健福祉センター 2 階保健センター
津島市健康福祉部 健康推進課

ウ 提出方法及び期限

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は必着とし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。また、書類によって提出期限が異なるので注意すること。

・書類①から⑧ 令和 5 年 12 月 19 日（火）午後 5 時 00 分まで

・書類⑨から⑫ 令和 6 年 2 月 9 日（金）午後 5 時 00 分まで

(5) プレゼンテーション審査

ア 実施日 令和 6 年 2 月 22 日（木）

イ 実施場所 津島市役所 1 階 東会議室

ウ 提案時間 35 分間（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

エ 質疑応答 15 分間

オ スクリーンは本市で用意するものとし、パソコン、プロジェクターその他の必要機材は提案事業者が準備すること。

カ その他プレゼンテーションに係る事項は実施要領を参照すること。

(6) プレゼンテーション審査の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、プレゼンテーション審査の結果を通知する。

ア 通知日 令和 6 年 3 月 8 日（金）予定

(7) その他

ア 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合、又は候補者決定までの間に参加

資格要件を満たさなくなった場合

- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 見積書の金額が提案上限額を超過した場合

イ その他

- ① 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- ③ 全ての提出書類は、返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、業者の特定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- ⑤ 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等による。